

秋田県告示第161号

秋田県青少年交流センター条例（平成11年秋田県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県青少年交流センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県青少年交流センターの利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県青少年交流センター利用料金

1 研修室及び会議室

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが利用する場合	大研修室	4,200円	5,600円	9,800円	1,400円
	中研修室A	2,100円	2,800円	4,900円	700円
	中研修室B	1,950円	2,600円	4,550円	650円
	中研修室C	1,800円	2,400円	4,200円	600円
	小研修室（1室につき）	1,500円	2,000円	3,500円	500円
	会議室	全室利用	1,300円	1,750円	3,050円
2分の1利用		650円	850円	1,500円	215円
その他の場合	大研修室	8,400円	11,200円	19,600円	2,800円
	中研修室A	4,200円	5,600円	9,800円	1,400円
	中研修室B	3,900円	5,200円	9,100円	1,300円
	中研修室C	3,600円	4,800円	8,400円	1,200円
	小研修室（1室につき）	3,000円	4,000円	7,000円	1,000円
	会議室	全室利用	2,600円	3,500円	6,100円
2分の1利用		1,300円	1,700円	3,000円	430円

備考

午後5時後の利用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

2 体育館

区分	利用料金の額			
	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午前9時前及

		正午まで	午後5時まで	午後5時まで	午後5時後 の時間1時間 につき
青少年の団体が秋田 県教育委員会が別に 定める基準に該当す るものが利用する場 合	スポーツに利用するとき	1,150円	1,500円	2,650円	550円
	催物に利用するとき	6,800円	9,050円	15,850円	3,400円
その他の場合	スポーツに利用するとき	2,300円	3,000円	5,300円	1,100円
	催物に利用するとき	13,600円	18,100円	31,700円	6,800円

備考

- 午前9時前又は午後5時後の利用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 体育館の利用者が入場料（利用者がいずれの名義でするかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は利用者が入場料を徴収しない場合で営業宣伝その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 土地及び建物

区分		利用料金の額
土地	月単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1月につき 480円
	時間単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1時間につき 16円
建物	月単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1月につき 1,470円
	時間単位で利用する場合	利用面積1平方メートル当たり1時間につき 49円

備考

- 利用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとする。
- 月の中途から利用を開始するとき、又は月の中途で利用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

4 宿泊室

区分	利用の単位	利用料金の額	備考
青少年の団体が秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために利用する場合	1人1泊につき	2,600円	協定料金等、別に定める料金が適用される場合を除く
ユースホステル協会会員が宿泊研修するために利用する場合		3,460円	
秋田県内で開催される競技団体主催の大会参加に伴う宿泊で、		協定で定められた	

関係宿泊施設が協定料金を定めている場合			料金	
その他の場合	洋室1人用	1人1泊につき（1人で利用）	4,970円	
		1人1泊につき（2人で利用）	4,320円	
	洋室2人用	1人1泊につき（1人で利用）	5,620円	
		1人1泊につき（2人で利用）	4,760円	
		1人1泊につき（3人で利用）	4,000円	
	和室・洋室4人用	1人1泊につき（1人で利用）	5,620円	
		1人1泊につき（2人で利用）	4,540円	
		1人1泊につき（3人で利用）	3,780円	
		1人1泊につき（4人で利用）	3,350円	
	特別室	1人1泊につき（1人で利用）	4,320円	
1人1泊につき（2人で利用）		3,780円		

備考

特別室を身体障害者以外が利用する場合は、洋室2人用の料金とする。

5 大広間

区分	利用の単位	利用料金の額
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが利用する場合	1時間につき	760円
その他の場合		1,520円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 大広間を宿泊する目的で利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	利用の単位	利用料金の額
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために利用する場合	1人1泊につき	2,380円
その他の場合		2,600円